

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事から平成28年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月12日

長崎県監査委員	石橋和正
同	砺山和仁
同	外間雅広
同	深堀浩

H29-01090-05044  
平成29年12月26日

長崎県監査委員 石橋 和正 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 外間 雅広 様  
長崎県監査委員 深堀 浩 様

長崎県知事 中村 法道

平成28年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

# 平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## ＜テーマ＞観光振興及びこれに関連する事業について

### Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1	広域観光共同宣伝事業	1
第2	長崎県総おもてなし運動推進事業	2
第3	世界遺産受入体制整備促進事業	3
第4	世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業	4
第5	「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業	5
第6	県内観光地周遊促進対策事業	6
第7	長崎誘客拡大支援事業	7
第10	修学旅行誘致対策事業	8
第11	コンベンション誘致推進事業	9
第13	海外新テーマ型旅行誘致拡大事業	10
第15	外国人観光客受入環境整備推進事業	11
第18	大型客船誘致促進プロジェクト推進事業	12
第19	一般社団法人長崎県観光連盟補助金	14

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第1 広域観光共同宣伝事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 50	観光振興課	<p>(オ) 長崎県観光キャンペーン事業負担金について</p> <p>i) 事業目的・業務内容等 長崎県と長崎県観光連盟は、長崎県観光連盟が実施する「長崎県観光キャンペーン事業」に伴う負担金の拠出に関し、次のとおり協定した。なお、かかる事業の目的は、広域観光共同宣伝事業の目的とほぼ合致しており、同事業に対する負担金の支出は、妥当であるといえる。 【監査結果報告書50頁参照】</p> <p>ii) 収支決算書 長崎県観光連盟が県に提出した「平成27年度長崎県観光キャンペーン事業負担金実績報告書」に添付されている「平成27年度収支決算書」は次のとおりである。 【監査結果報告書51頁参照】</p> <p>iii) 負担金について 上記「支出の部」を見ると、長崎県観光連盟は、長崎県観光キャンペーン事業に係る支出を、県負担金で支出するものと、その他負担金等で支出するものとに区分している。 このうち県負担金で支出するものとして、日本観光振興協会共同事業294万3000円があるが、これは、日本観光振興協会に対する負担金である。また、日本観光振興協会九州支部共同宣伝事業140万円があるが、これは、日本観光振興協会九州支部に対する負担金である。 これらは、長崎県観光連盟が、日本観光振興協会の会員として負担すべき負担金であるが、長崎県観光キャンペーン事業負担金として、県が負担している。</p> <p>①日本観光振興協会に対する負担金について（意見） 日本観光振興協会に対する負担金は、前述したとおり、日本観光振興協会の会員として負担すべきものであり、その会費を納入することは何ら問題がない。 また、長崎県観光連盟が支払う負担金は、長崎県観光連盟が会員として支払う負担金であるが、実質的に県が負担すべきものと位置付けられているのであれば、これを県が負担することも理解できる。 しかし、日本観光振興協会への負担金は、長崎県観光キャンペーン事業の中での支出とされているところ、これでは、同事業が終了した場合には、日本観光振興協会への負担金を支出することができなくなってしまう。 長崎県観光キャンペーン事業が終了すれば、日本観光振興協会から脱退するというのであれば問題は生じないが、そうでない場合には、会員として支払う負担金については別科目から支出することになってしまう。このように負担金の取扱いが年度によって区々となるのは妥当ではない。 よって、長崎県観光連盟が負担する日本観光振興協会への負担金を実質的に県が負担すべきものであるならば、日本観光振興協会に対する負担金は、長崎県観光キャンペーン事業とは別に予算措置を講じることが望ましい（意見）。</p>	<p>(その他)</p> <p>長崎県観光キャンペーン事業で支出している日本観光振興協会への負担金は、日本観光振興協会のキャンペーン事業に対する負担金であるため、当事業で支出することが最適であると考えます。</p>	
p. 52	観光振興課	<p>②日本観光振興協会九州支部に対する負担金について 日本観光振興協会九州支部に対する負担金は、「九州春の大観光展」への参加負担金（40万円）と、九州観光パンフレットの製作負担金（100万円）として支出されており、長崎県観光キャンペーン事業の支出として理解できる。 また、日本観光振興協会九州支部に対する負担金は、県が全額を負担している。 前述したとおり、日本観光振興協会九州支部への負担金は、会員として負担すべきものであるところ、上記日本観光振興協会に対する負担金と同様、日本観光振興協会九州支部への負担金も長崎県観光キャンペーン事業とは別に予算措置を講じることが望ましい（意見）。</p>	<p>(その他)</p> <p>長崎県観光キャンペーン事業で支出している日本観光振興協会九州支部への負担金は、日本観光振興協会九州支部のキャンペーン事業に対する負担金であるため、当事業で支出することが最適であると考えます。</p>	

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第2 長崎県総おもてなし運動推進事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 57	観光振興課	(2) 補助金実施要綱の内容 バリアフリーツアー推進事業補助金実施要綱においては、現地調査に関する規定が存在しない。しかし、バリアフリーツアー推進事業補助金においては、事業の適正な執行を確保するために、現地調査を行うことは有効であり、実際にも、県は現地調査を行っている。 そうであれば、現地調査の意義を明確にするため、バリアフリーツアー推進事業補助金実施要綱においても、現地調査の規定を設けることが望ましい(意見)。	(措置未済) 要綱改正の必要性を含めて、現在検討中です。	平成30年4月の要綱全体の見直しに合わせて、当該意見に係る要綱部分を、必要に応じて改正する予定です。
p. 58	観光振興課	(1) 県が行った事業評価の内容 県による事業群評価(政策評価と同様のもの)によれば、おもてなし推進事業については、以下の評価がなされている。 【監査結果報告書59頁参照】  (2) 事業評価の検証について ア 活動指標について 事業群評価調書では、主要な目標として、活動指標について「学習ノート活用依頼小学校数」を掲げている。 しかし、おもてなし推進事業には、上記「2」で述べたように他の取り組みも存在し、活動指標の「学習ノート活用依頼」も依頼文書を出しただけで、それ以上のアクションがあるわけではない。また、平成27年度の学習ノートの作成・配布は71校にとどまる。さらに、事業群評価調書の事業内容には「長崎県総おもてなし運動推進会議の活動支援を行うとともに、学校教育機関や事業者等と連携し、県民総参加のおもてなし運動の推進を図った。」とあり、事業の成果等については、「『おもてなし表彰』の実施や『おもてなしフォーラム』の開催等により、県民・行政・観光関係事業者等のおもてなしに対する意識向上が図られた。また、教育機関との連携により、『おもてなし作文コンクール』等を実施し、子供達の「おもてなしの心」の醸成につながった」とあり、直接的には「学習ノート」は取り上げられていない。 そもそも、おもてなし推進事業の目的は、学校教育機関や事業者等と連携し、県民総参加のおもてなし運動を推進することにあるところ、「学習ノート」の対象は小学校4年生から6年生までにすぎず、県民のごく一部のみしか対象になっていない。これでは、県民総参加のおもてなし運動の推進という目的に対する活動指標としての確かなものとまでは言えない。 活動指標としては、県内全ての小中学校におけるおもてなし運動(おもてなし6か条の活用や挨拶の実施運動等)の推進割合等、県民総参加のおもてなし運動の推進という目的に適ったより対象範囲の広いものとすることが望ましい(意見)。	(措置未済)  学習ノートの活用を終了するにあたり、「出前講座」を検討し、青年会議所の会員を講師として養成するなど、準備をすすめてまいりました。活動指標としては、出前講座実施回数、対象人数などを検討しているところです。	「学習ノート」の活用については、平成27年度をもって終了してはいますが、平成29年度からは小学生向けの「出前講座」を開催することとしています。しかしながら、人員や予算に限りがあり、多くの小学校で開催することは困難であることから、まずは着実に意識醸成を図ってまいります。
p. 60	観光振興課	イ 成果指標について 事業群評価調書では、成果指標について「おもてなしを取り上げた小学校割合」を掲げている。 しかし、おもてなし推進事業は、学校教育機関や事業者等と連携し、県民総参加のおもてなし運動を推進することによって、最終的には、県民のおもてなし意識を向上させ、長崎県を訪れる観光客のいわゆる「おもてなし満足度」を高めることを目指しているものと思われる。 そうであるとするれば、おもてなし推進事業の成果は、観光客のいわゆる「おもてなし満足度」によって計るべきであり、「おもてなしを取り上げた小学校数」ではおもてなし推進事業の成果を計ることはできないはずである。 よって、「おもてなし満足度」に関するアンケートを行うなどして、「おもてなし満足度」を成果指標とすることが望ましい(意見)。	(その他)  本事業は平成28年度で終了している事業であるため、現在は実施しておりません。	今後同様の事業を実施する際には、ご意見を踏まえた指標設定を行ってまいります。

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第3 世界遺産受入体制整備促進事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 64	観光振興課	<p>(2) 補助金実施要綱の内容 世界遺産受入体制整備促進事業補助金実施要綱においては、現地調査に関する規定が存在しない。しかし、世界遺産受入体制整備促進事業補助金においては、事業の適正な執行を確保するために、現地調査を行うことは有効であり、実際にも、県は現地調査を行っている。 そうであれば、現地調査の意義を明確にするため、世界遺産受入体制整備促進事業補助金実施要綱においても、現地調査の規定を設けることが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置未済) 要綱改正の必要性を含めて、現在検討中です。</p>	<p>平成30年4月の要綱全体の見直しに合わせて、当該意見に係る要綱部分を、必要に応じて改正する予定です。</p>
p. 66	観光振興課	<p>イ 成果指標について (ア) 事業群評価調書 成果指標については、事業群評価調書の場合にはガイドの会(巡礼地含む)でガイドした観光客数となっており、これについては、目標を上回る達成率を上げている。  (イ) 平成27年度世界遺産受入体制整備促進事業補助金実績報告書 もともと、補助金の交付を受けた各団体の「平成27年度世界遺産受入体制整備促進事業補助金実績報告書」には異なる成果指標が設定されていた。 例えば、特定非営利活動法人長崎巡礼センターでは、成果指標は、スルーガイドの育成数、地域ガイドの養成数、スキルアップ講座参加者数、ツアーの受入人数となっている。また、例えば、五島市おもてなしガイド連絡協議会では、成果指標は、世界遺産久賀・奈留コースガイド登録者数、新人ガイド養成者数、ガイドテキスト作成となっている。  (ウ) 成果指標の違い 事業群評価調書に記載の成果指標は観光客数であるが(上記「(ア)」)、各団体の実績報告書記載の成果指標(上記「(イ)」)については、観光客数とほぼ同義のツアーガイドの受入人数を除けば、事業群評価調書の成果指標と実績報告書の成果指標は異なる。 この違いについて、ヒアリングしたところ、事業群評価調書は、その事業全体に対する評価に関するものであることから、異なるのとことであった。  (エ) 成果指標として相応しいもの 活動指標は、成果指標に向けられた活動であることや、世界遺産受入体制整備事業が、ガイド養成等の受入体制の向上を図る取り組みの支援であることに鑑みれば、活動指標をガイド養成講座開催数とするのであれば、事業群評価調書の成果指標もガイドの育成数や登録数など受入体制の整備にかかわるものにする方が望ましい(意見)。</p>	<p>(措置済)  本事業の目的が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の真の価値を巡礼ガイドを通じて直接観光客に伝えるという観点から、成果指標を「ガイドを手配した観光客数」に変更しました。</p>	

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第4 世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 83	観光振興課	イ 成果指標について 成果指標は「宿泊者の観光消費額」となっているが、この成果指標はより上位の観光事業そのものの成果指標とはなるものの、観光ステップアップ事業自体の成果指標としては適切とまではいえない。 この点、ヒアリングによれば、マップを作成することにより世界遺産の周辺の店舗等にも立ち寄ることになり、消費額が増えることになり、地域の活性化が図れることから、成果指標として「宿泊者の観光消費額」は適切であるとのことであった。 しかし、宿泊場所はマップ記載の場所周辺には限られないこと、また、マップを使うのは宿泊客に限られないことからすれば、「宿泊者の観光消費額」は、周遊（散策）マップの作成数（種類）という活動の成果として、関連はするものの、周遊（散策）マップを作成したことによって宿泊者の観光消費額が増えたという直接的な因果関係があるとまでは言えない。 長崎県観光のブランド力向上及び観光産業の活性化・高度化の推進を促進するという目的からすれば、周遊（散策）マップの配布数や配布場所など、配布に関するものを成果指標にすることが望ましい（意見）。	（その他）  本事業は、観光産業の活性化、高度化を目的とした複数の取組から構成される事業であるために、最終的な成果目標として「宿泊業の観光消費額」を設定しています。 なお、周辺マップの配布については、観光消費を高める1つの取組として実施しているため、個別の取組を指標として設定することは不要と考えます。	
p. 84	観光振興課	（４）事業の分類について ホテルコンシェルジュ配置実証事業と交通機関等での情報発信強化や世界遺産と近傍の周遊コースの創り込みに関する事業は、事業群評価調査の記載場所が違っていることから分かるように、異なる性質の事業が観光ステップアップ事業としてまとめられている。 事業や事業にかかる思考の効率化という観点からは、別の事業として分類することが望ましい（意見）。	（その他）  本事業は、国からの交付金事業であり、その制度上、一纏めの事業として交付金を申請しなければならぬものであるため、別事業として分類することはできません。	

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第5 「ひかりと折り 光福の街 長崎」キャンペーン事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 93	観光振興課	<p>イ 成果指標について                      ひかりと折り事業の成果指標として、主要宿泊施設における延べ宿泊数の対前年度比増が掲げられている。この点、増加していること自体は評価できる。                      しかしながら、これは、本事業の上位施策の指標とはなっても、本事業自体の成果指標とは言えない。観光の性質上、効果測定が行いにくいことから、他の事業との協同の成果である宿泊者数を成果指標としていると思われるが、事業の成果指標としては、例えば、定期的に行っているのであれば参加数の増加など、事業自体の成果が一定程度うかがわれるものであることが望ましい（意見）。</p>	<p>(措置済)                       成果指標として、より本県観光情報発信の効果を測ることができる「都道府県別観光意欲度ランキングの順位」に変更しております。</p>	



平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第6 県内観光地周遊促進対策事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 100	観光振興課	イ 成果指標について 周遊促進事業の成果指標は県内観光客実数である。周遊促進事業の目的が最終的には県内周遊の促進であることからすると、成果指標につき、県内観光客実数を成果指標とすることも適切でないとは言えないが、これはより上位の成果指標であると思われる。成果指標としては、活動指標（事業群評価調査によれば県内新聞への広告掲載件数）に対応したものであることが望ましい（意見）。	(その他) 本事業は平成28年度で終了している事業であるため、現在は実施しておりません。	今後同様の事業を実施する際には、ご意見を踏まえた指標設定を行ってまいります。
p. 100	観光振興課	ウ 事業効果の検証について 事業効果の検証において、県は大手旅行雑誌を活用し観光記事を発信、また、着地型商品や観光素材につきメディアを通じて発信したということであり、今後は更なる周遊ルートの設定や認知度向上に努めていく必要があるとされている。 このこと自体は当然の対応と判断されるが、どの検証結果によって周遊ルートの強化や認知度向上が必要になったかどうかについては触れられていない。言い換えれば、事業実施後の課題や問題点が明らかにされていないということである。 県内観光客実数の増加を成果目標とし、上述の観光記事その他を発信したものであると思われるが、計画→実行後における評価が不十分では、その後の改善策が最も適した施策であるとはいえないケースも考えられる。 したがって、事業実施後の検証を十分に行い、問題点や課題を明らかにし、より適した改善策を考慮することが望ましい（意見）。	(その他) 本事業は平成28年度で終了している事業であるため、現在は実施しておりません。	今後同様の事業を実施する際には、ご意見を踏まえた検証などを行うようにしてまいります。

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第7 長崎誘客拡大支援事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 106	観光振興課	<p>(2) 補助金実施要綱の内容 長崎誘客拡大支援事業費補助金については、長崎誘客拡大支援事業費補助金実施要綱（以下「誘客拡大補助金実施要綱」という。）にその手続等が規定されている。 そして、誘客拡大補助金実施要綱第4条第1項は、以下のとおり規定している。</p> <p>&lt;誘客拡大補助金実施要綱第4条第1項&gt; 規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第4号）により行うものとする。ただし、知事が必要でないとき認めるときは、この限りでない。</p> <p>これに対して、要綱より上位の規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項では、以下のとおり規定している。</p> <p>&lt;長崎県補助金等交付規則第11条第1項&gt; (状況報告等) 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。</p> <p>この長崎県補助金等交付規則に定める「別の定めるところにより」とは、遂行状況の報告の方法を別に規定することを許容しているのみであって、状況報告をしなくていい場合を定めることができるという趣旨ではない。ましてや、規則より下位の規範である要綱において、遂行状況の報告をしなくてよい場合を定めることは許されない。</p> <p>よって、誘客拡大補助金実施要綱第4条第1項の規定は、そのただし書きにおいて、状況報告をしなくてよい場合を規定している点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反している。同補助金事業は平成27年度で終了しているため指摘事項とはしないが、今後補助金実施要綱を策定する際には留意することが望ましい（意見）。</p> <p>なお、今後同様の補助金実施要綱を策定する際には、以下の長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条のように、状況報告の方法を実施状況報告書の提出によることとした上で、概算払請求書の提出がなされた場合には、これをもって実施状況報告書に代えるなどの方法が考えられる。</p> <p>&lt;長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条&gt; (状況報告等) 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとき認めるときは、この限りでない。 3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。</p> <p>その他の規定については、特段指摘すべき項目は発見されなかった。</p>	<p>(その他)</p> <p>本事業は平成27年度の単年度事業であるため、現在は実施しておりません。</p>	<p>今後、同様の補助事業を行う際には、ご意見を踏まえ対応してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第10 修学旅行誘致対策事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 133	観光振興課	(2) 事業評価の検証について ア 活動指標について 修学旅行事業については、学校・旅行代理店訪問数(件)を活動指標としている。 重点地区を決めて集中的に回っており、目標値の1,000を上回る1,182か所を回った実績を残している。学校が修学旅行先を3年程度で見直していることや、学校や旅行代理店を訪問しないことには、修学旅行担当者が長崎を訪問しようと思わないことからすれば、学校・旅行代理店訪問数(件)を活動指標とすること自体は有効である。 もっとも、訪問する学校によっては、パンフレットを置いてくるのみのところもあるとのことであり、実際に修学旅行担当者に対して説明を行った数(件)を活動指標の一つ又は内訳として挙げるのが望ましい(意見)。	(その他)  修学旅行誘致セールスは人間関係の構築から提案、方面変更まで継続的なセールス活動が必要です。現在学校へのセールス訪問を増やすことを目的としている中で、左記のような意見も挙がってきてはいるものの、実際に修学旅行担当者に説明をただけで長崎への方面変更に結びつけることは、あまり効果的ではないと考えられます。	今後はパンフレット配布⇒セールス訪問⇒フォローセールスと一連のセールス活動を計画的に行うように改善を検討いたします。
p. 133	観光振興課	イ 成果指標について 修学旅行事業は、長崎県への修学旅行者数(人)を成果指標としている。 修学旅行事業の目的は、長崎県への修学旅行を誘致するためであるから、長崎県への修学旅行者数(人)を成果指標とすること自体は目的に添っている。平成26年度においては、修学旅行のピーク期と長崎がんばらんば国体等との日程の重複に伴い長崎県への修学旅行者数は約43万5000人まで減少したが、平成27年度において、約45万2000人まで回復している。平成26年度の修学旅行者数の減少を1万人程度に留めたこと、平成27年度に回復できたことは、直接訪問を基本とした継続的な誘致活動のたまものと思われる。 もっとも、上記のように、学校が修学旅行先を3年程度で見直していることからすれば、事業効果の検証のためには、2～3年前の活動指標とリンクさせるような新たな成果指標を検討することが望ましい(意見)。	(措置未済)  新たな指標を検討中です。	左記のご意見の通り、2～3年前の活動指標とリンクした評価をしていけるように変更することを検討してまいります。
p. 133	観光振興課	(3) 教育旅行担当者の研修旅行誘致について 教育旅行担当者の研修旅行誘致については、長崎県修学旅行代理店社等視察研修助成金交付要綱に基づき、一定の要件を満たす場合には、一人一泊につき5,000円の助成を行うようになっている。 この助成金は、若い営業者向け、あるいは新入社員研修に利用されているとのことであったので、修学旅行を誘致する前提である旅行代理店の研修旅行誘致には一定程度効果があると思われる。 もっとも、旅行代理店の社員研修は、本来、当該旅行代理店が自らの費用で行うべきものであることからすれば、その効果を検証するための指標等が必要と思われる(意見)。 また、利用が2社ということからすれば、それほど告知がなされているとは思わず、この助成金があるからといって教育旅行担当者の研修旅行が増えているという関係にはないと思われることからすると、制度を使ってセールスを行うとすれば、広く周知を図ることが望ましい(意見)。	(措置未済)  左記のご意見の通り、助成金制度があることを営業時の口頭のみでなく、書面を使って広く周知していき、効果的な活用を検討中です。	ご意見を踏まえ、指標の見直しおよび制度の周知を図ってまいります。

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第11 コンベンション誘致推進事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 139	観光振興課	エ 現地調査の規定 コンベンション補助金要綱には、事業の適正な執行を確保するための、事後的な現地調査の規定が存在しない。 しかし、県は、毎年、市または市コンベンション協会を訪れ、手続き上の誤りがないか等の現地調査を実施しており、要綱に規定は存在しないものの、実際には現地調査を行っている。 そもそも、長崎県コンベンション開催助成事業補助金において、事業の適正な執行を確保するために、現地調査は有効であり、だからこそ、県も実際には現地調査を行っているのである。 そうであるならば、コンベンション補助金要綱においても、現地調査の規定を設けることが望ましい（意見）。	(措置未済) 要綱改正の必要性を含めて、現在検討中です。	平成30年4月の要綱全体の見直しに合わせて、当該意見に係る要綱部分を、必要に応じて改正する予定です。

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第13 海外新テーマ型旅行誘致拡大事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 160	観光振興課	<p>(1) 県が行った事業評価の内容 【監査結果報告書160頁参照】</p> <p>(2) 事業評価の検証 上記(1)のとおり、「事業の成果等」では、「H27年の目標値は達成できなかったものの、H26年の実績値364,147人と比較して13%増加しており、当該事業により着実に外国人延宿泊者数を伸ばし、アジアの観光客の誘客強化に寄与した。」と評価している。 しかし、「検証及び問題点の抽出」では、県の平成27年の外国人延べ宿泊数は、対前年比の伸びが+77%であったとされており、平成27年度の宿泊者数の増加は、海外新テーマ型旅行事業のみの効果によるものではないと言える。 また、成果指標の実績値が目標値を下回っているが、その原因等の検証がなされていない。前年との比較のみで事業の成果を評価するのではなく、目標値と実績値の差異を検証することにより、より効果的な対策を立てることが出来ると思われる。 更なる外国人延べ宿泊者数の増加を図る事業とするためにも、目標値と実績値の差異の検証を行うことが望ましい(意見)。</p>	<p>(措置済)</p> <p>事業成果の評価にあたっては、実績値が目標値に到達しなかった理由を挙げたうえで、国別の増減状況についても言及するなど、可能な範囲で目標値と実績値の差異の検証を行いました。</p>	

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第15 外国人観光客受入環境整備推進事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 174	観光振興課	<p>イ 状況報告について 外国人観光客受入環境整備補助金要綱第10条第1項においては、以下のとおり、実施状況報告書の提出が規定されているが、2件とも実施状況報告書の添付がなされていなかった。</p> <p>&lt;外国人観光客受入環境整備補助金要綱第10条第1項&gt; 規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>たしかに、以下のとおり、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条第3項において、概算申請書を提出した場合には当該書類をもって実施状況報告書に代えることができる旨の規定が存在するため、概算申請書が存在する以上、状況報告書の提出は不要である。よって、この点に特段問題は無い。</p> <p>&lt;長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条&gt; (状況報告等) 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないと認めるときは、この限りでない。 3 第1項の場合において、第7条第2項の概算申請書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。</p> <p>しかし、そもそも、外国人観光客受入環境整備補助金要綱と長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱は、規範としては「要綱」という同位のものである。にもかかわらず、両要綱の規定に齟齬があることは好ましい状態ではない。 外国人観光客受入環境整備推進事業において、状況報告を概算申請書で代えることが相当であると考えるのであれば、外国人観光客受入環境整備補助金要綱を長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱と同様、「概算申請書の提出をもって実施状況報告書に代えることができる」旨の規定に改正することが望ましい（意見）。</p>	<p>(その他)</p> <p>本意見の前提として、事業要綱と部要綱は、「規範としては要綱という同位のものである」とされていますが、部要綱が上位、事業要綱が下位になるものと考えております。そのため、要綱改正の措置を行うことは考えておりません。</p>	
p. 175	観光振興課	<p>(4) チェックリストについて チェックリストについて、全庁共通のものと、文化観光国際部のもの2種類が添付されていた。チェックリストに共通の問題であるが、全庁共通のものは、誰がいつチェックしたのか定かたではない。 また、全庁共通のチェックリストの「現地調査」の欄に「6月ころまでに実施予定」と記載されていたものがあつたが、実際には現地調査を実施し、実施要綱上のチェックリストにはチェックが入っているものの、全庁共通のチェックリストには現地調査を実施した旨のチェックが入っていないあつた。 全庁共通のチェックリストは、確認すべき事項を網羅的に一元的に管理するために有益なものである以上、現地調査を実施したのであれば、実施要綱上のチェックリストのみならず、全庁共通のチェックリストにもその旨のチェックを忘れずに行うことが望ましい（意見）。</p>	<p>(その他)</p> <p>全庁共通のチェックリストの対象となっている現地調査と、要綱上のチェックリストの対象となっている現地調査は、別物であり、両方に合わせてチェックを行うことは混乱を招く可能性があるため行うべきではないと考えます。</p>	
p. 179	観光振興課	<p>(2) 事業評価の検証について 外国人観光客受入整備事業の全体的な効果の検証は、上記事業群評価においてしかなされていないのが現状である。 事業群評価における外国人観光客受入整備事業の「主な目標」としての活動指標は「セミナー開催件数」である。平成27年度実績は「1」で平成28年度の目標は「3」である。 担当者によると、セミナーとは飲食店向けのWi-Fi環境に関するセミナーを指すということである。平成29年2月時点で、平成28年度のセミナー開催実績はない。 この点、外国人観光客受入整備事業は、外国人観光客受入環境を整備した事業者等に補助金を支出することがメインの事業であることからすれば、活動指標をセミナー数として効果が図れるのか疑問がある。 一方、外国人観光客受入整備事業の成果指標は、助成件数である。補助事業については、あくまで予算の範囲内で補助を行い、予算が尽きた時点で補助は打ち切りとなる構造であるから、成果指標として適切であるのか疑問である。 以上のことから、今後、活動指標、成果指標に挙げられた基準によって、事業効果を検証することは困難である。たとえば、活動指標を助成件数とし、成果指標を外国語表記等に関する外国人観光客の満足度、あるいは宿泊施設等における外国語表記等の設置率などとし、実質的な効果検証が可能となる指標を設定することが望ましい（意見）。</p> <p>一方、事業群評価の「検証及び問題点の抽出」で触れられているように、外国人観光客受入整備事業では、平成27年度に外国人観光客消費動向等調査を行い、その中で無料無線LAN (Wi-Fi) の満足度調査が行われている。 「満足」「やや満足」の合計が53.9%、「普通」が21.6%になっている。Wi-Fi整備についての効果検証は、この調査により行われていると評価でき、今度も同様の調査を行う必要があると思われる。 もっとも、平成25年12月の総務省調査によれば、外国人観光客のWi-Fi環境の満足度は「満足」「十分ではないが、特段大きな問題はなかった」の合計が約96%に達していることから、本県において、さらなるWi-Fi環境の整備が必要であろう。 多言語表記、外国語音声案内、外国語パンフレット、外国語HP、免税手続の整備、外国語放送受信設備についても、公共交通事業者、宿泊施設等への聴き取り、HP調査等により設置率を把握するなど効果検証の方法が検討されることが望ましい（意見）。</p>	<p>(措置未済)</p> <p>満足度を調査する場合は費用がかかり、今年度はそれに対応するための予算を確保しておりませんが、これまで同様の指標を用いておりませんので、これまで同様の指標を用いておりません。</p>	<p>設置率については、何言語を持って多言語対応済みとするのか、事業者の方針で多言語対応を行わない場合はどうするのかなど問題があると考えておりますが、宿泊施設実態調査のアンケートの活用等によって、調査可能な項目（外国語対応の有無等）については検討してまいります。</p>

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第18 大型客船誘致促進プロジェクト推進事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 195	観光振興課	ウ 状況報告について 状況報告に関し、離島寄港クルーズ促進補助金要綱第4条は、以下のとおり規定している。 <離島寄港クルーズ促進補助金要綱第4条> 規則第11条第1項の規程による状況報告を必要に応じて、県は補助対象者に対して求めることができる。 これに対して、要綱より上位の規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項では、以下のとおり規定している。 <長崎県補助金等交付規則第11条第1項> (状況報告等) 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。 この長崎県補助金等交付規則に定める「別に定めるところにより」とは、遂行状況の報告の方法を別に規定することを許容しているのみであって、状況報告をしなくていい場合を定めることができるという趣旨ではない。 また、長崎県補助金等交付規則は、状況報告につき「しなければならない」と規定し、状況報告は義務となっている。にもかかわらず、規則より下位の規範である要綱においては、状況報告を「必要に応じて」「求めることができる」とあたかも状況報告が任意であるかのような規定となっている。 よって、離島寄港クルーズ促進補助金要綱第4条の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反しており、改正するべきである(指摘事項)。 なお、改正方法としては、状況報告の方法を実施状況報告書の提出によることとした上で、入港を証する書面の提出がなされた場合には、これをもって実施状況報告書に代えるなどの方法が考えられる。	(措置未済) 補助金担当課への相談を行いました。	補助金担当課の方針に沿って、対応を検討してまいります。
p. 196	観光振興課	ア 補助対象経費について 離島寄港クルーズ促進補助金要綱及び別表1には、補助金の交付金額に関し「補助対象経費を上限とする」ことを定めていない。 県は、離島寄港クルーズ促進補助金要綱に基づき、補助金交付先から実績報告書を提出させており、その実績報告書に添付された収支精算書によると、タグボート手配経費は、70万円～174万円、平均91万円となっており、1回当たりの補助金交付額を超えている。 しかし、補助金として交付した金額が、補助対象経費を超える可能性は否定できない。もし、補助対象経費を超える額の補助金を交付した場合、交付目的を超えた補助金の交付となる。 よって、離島寄港クルーズ促進補助金要綱又は別表1に、補助金の1回当たりの交付上限として、「補助対象経費を上限とする」旨を記載することが望ましい(意見)。	(措置済) 平成29年4月に要綱を改正し、補助対象経費が交付基準額を下回った場合には、補助対象経費の額を補助額とすることを明記いたしました。	
p. 205	観光振興課	iii) 長崎県クルーズ振興協議会の助成金について ② 助成金の位置付けについて 長崎県クルーズ振興協議会は、インセンティブ助成金として「クルーズ客船チャーターインセンティブ助成金」及び「クルーズ客船入港インセンティブ助成金」を、歓迎行事支援助成金として「クルーズ客船誘客プロモーション助成金」を、それぞれ各助成対象事業者へ交付している。 これらの助成金の交付目的は、「観光・物産振興並びに観光を中心とする産業の活性化を推進するとともに、効果的なクルーズ振興を図ることにより、長崎県全体の地域振興に寄与する」ことであり、大型客船誘致促進プロジェクト推進事業の目的とも合致している。 長崎県クルーズ振興協議会の収入のほとんどが県の負担金であり、この負担金収入によってこれらの助成金が交付されていることから、これらの助成金は、間接補助金に相当すると言える。 また、長崎県クルーズ振興協議会規約では、規約第5条第2項において「会長は、長崎県知事をもって充てる」と規定された上、規約第11条第1項では「長崎県観光振興課内に事務局を置く」、同条第2項では「事務局長は、長崎県観光振興課総括課長補佐の職にある者をもって充てる」と規定されており、これらの助成金の交付事務は、県職員が行っている。 これらの助成金は、任意団体である長崎県クルーズ振興協議会が交付しているが、その交付目的、負担者、手続き関係等を考慮するとその実態は県の補助金と相違ないと思われる。 更に、長崎県クルーズ振興協議会(クルーズながさき)規約には、団体廃止時の残余財産の帰属に関する規定が存在しないため、もし、助成金を負担するために支出した資金を残して団体が解散した場合、その帰属先は、団体の協議に委ねられる。 上記の事を考慮すると、これらの助成金は県の補助金とすることが望ましい(意見)。	(その他) 補助要綱の改廃等に関しては、県だけではなく、市町等の協議会会員の意見を踏まえて運用しております。 また、平成21年度に協議会を設立し、県・市町等が一体となった活動を実施してきており、入港増加など一定の成果が出てきております。 ご意見のとおり県補助金に変更した場合には、市町等の関与がないことで誘致活動等の効果が減少することが予見され、協議会設立の趣旨も大きく損なわれると考えていることから、現時点では取扱を変更することは想定しておりません。	

平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第18 大型客船誘致促進プロジェクト推進事業

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 205	観光振興課	<p>iv) 長崎県クルーズ振興協議会の繰越金について</p> <p>① 過年度の包括外部監査について                      長崎県クルーズ振興協議会の平成27年度の翌年度繰越金は、10,088千円となっており、前年度繰越金710千円から9,378千円増加している。                      県は、平成23年度の包括外部監査で、長崎県クルーズ振興協議会の繰越金について、「過剰とならないよう、每期適切な管理に努めるべきである」との意見を受けて、「平成23年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表」において、「長崎県クルーズ振興協議会の繰越金については、クルーズ船の実際の入港状況及び各港の歓迎イベントの実施状況に大きく左右されますが、仮に年度末の時点で長崎県クルーズ振興協議会に繰越金が発生した場合、長崎県クルーズ振興協議会の翌年度の予算編成の際に、当該年度の県の負担金の全額を充当するということはず、前年度からの繰越金を優先的に充てて予算を組み、県予算のうち当該繰越金を差し引いた金額は一旦保管することといたします。最終的に当該年度の県予算に余剰が発生した場合はこれを返還する(補正減等)という方法を平成23年度から実施することとしております。」と報告している。                      県は、この報告のとおり、繰越金が過剰とならないように、平成23年度から負担金を分割して支払い、繰越金が過剰とならないように負担金の金額を調整していた。                      しかし、県は、繰越金の残高に関わらず、事業に必要と見込んだ当初予算を執行することが本来のあるべき姿であり、繰越金の残高を調整するために、負担金を分割して支払うものではないとして、平成27年度から一括で支払う方法へ取り扱いを変更した。                      これは、県の予算執行と、任意団体である長崎県クルーズ振興協議会の繰越金の問題は、切り離して考えるべきであるとしたからである。                      また、この方法による予算執行の場合、過剰な繰越金は、翌々年度の予算計画に反映されることとなる。(下記②参照)</p> <p>② 長崎県クルーズ振興協議会の助成金との関係について                      長崎県クルーズ振興協議会の平成27年度の繰越金が大幅に増加したのは、前述したとおり、助成金が予算より大幅に減少したことが大きな原因である。                      長崎県クルーズ振興協議会の助成金は、その各助成金の交付要綱において、交付申請に係る手続きを、「助成金の交付を受けようとする対象者は、…客船が最後に入港した日が属する月の翌月の末日までに、当該年度分をまとめて、交付申請を行うものとする。」としており、客船の入港前に行う事前申請ではなく、入港後に行う事後申請の助成金である。                      このため、年度末近くまで助成金の交付額が確定できず、当初予算と決算額が大幅に相違することがある。                      また、年度末近くまで助成金の交付額が確定できないということは、次年度の予算計画に反映させることが難しくなるということでもあり、決算の結果、もし、繰越金が過剰に残ったとしても、これを翌年度の予算計画へ反映させることは難しい。よって、繰越金が過剰となった場合、この余剰金の事業費への充当は、翌々年度の予算計画へ反映させることとなる。</p> <p>③ 平成26年度の長崎県クルーズ振興協議会の収支決算について                      長崎県クルーズ振興協議会の、平成26年度の収支決算は次のとおり。                      【監査結果報告書207頁参照】                      上記のとおり、平成26年度は、当初予算に比べて決算が大幅に減少しているにもかかわらず、繰越金は増加していない。                      これは、繰越金が過剰とならないように、負担金を分割して支払い、負担金の金額を調整したからだと思われる。                      このことから、長崎県クルーズ振興協議会への負担金の分割払いは、長崎県クルーズ振興協議会の繰越金の増加を調整するには有効だと思われる。</p> <p>④ 長崎県クルーズ振興協議会の繰越金について                      上記①の「県の予算執行と、任意団体である長崎県クルーズ振興協議会の繰越金の問題は、切り離して考えるべきである」という考え方や、上記②の「年度末近くまで助成金の交付額が確定できず、繰越金が過剰に残ったとしても、これを翌年度の予算計画へ反映させることは難しい」とは理解できる。                      しかし、前述したとおり、長崎県クルーズ振興協議会には、団体廃止時の残余財産の帰属に関する規定が無いため、多額の金銭を保有させるにはリスクが大きいと思われる。                      長崎県クルーズ振興協議会の適正な資金残高は、長崎県クルーズ振興協議会が決めることではあるが、その収入のほとんどを県が負担している以上、過剰に金銭を保有させることは適切ではない。                      過剰な金銭を保有させることとなりうる平成27年度の方法(一括交付・翌々年度調整)より、平成26年度の方法(分割交付・当年度調整)の方が、長崎県クルーズ振興協議会の資金管理面では、適切であると思われる。                      よって、県は、長崎県クルーズ振興協議会への負担金を分割払うこと等により、長崎県クルーズ振興協議会の繰越金が過剰とならないように管理することが望ましい(意見)。</p>	<p>(その他)</p> <p>年度当初の時点(県から協議会に負担金を支出する時点)では、年間で必要と考えられる額(県の当初予算で計上した額)の支出には正当性があると考えており、現時点では取扱を変更することは想定しておりません。                      なお、県予算執行と繰越金との両方の課題解決の方法として、今回の監査時における意見交換を踏まえ、平成29年度当初予算で調整(当初予算額の減額)を行いました。</p>	



平成28年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

第19 一般社団法人長崎県観光連盟補助金

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 215	観光振興課	<p>(2) 状況報告について 観光連盟補助金実施要綱第4条第1項には、以下のとおり、実施状況報告書の提出が規定されているが、実施状況報告書の添付がなされていない事業が存在した。</p> <p>&lt;観光連盟補助金実施要綱第4条第1項&gt; 規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>たしかに、以下のとおり、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条第3項において、概算払請求書を提出した場合には当該書類をもって実施状況報告書に代えることができる旨の規定が存在するため、概算払請求書が存在する以上、状況報告書の提出は不要である。よって、この点に特段問題はない。</p> <p>&lt;長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条&gt; (状況報告等) 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないと認めるときは、この限りでない。 3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。</p> <p>しかし、そもそも、観光連盟補助金実施要綱と長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱は、規範としては「要綱」という同位のものである。にもかかわらず、両要綱の規定に齟齬があることは好ましい状態ではない。 観光連盟補助金事業において、状況報告を概算払請求書で代えることが相当であると考えるのであれば、観光連盟補助金実施要綱を長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱と同様、「概算払請求書の提出をもって実施状況報告書に代えることができる」旨の規定に改正することが望ましい（意見）。</p>	<p>(その他)</p> <p>本意見の前提として、観光連盟補助金実施要綱と長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱は、「規範としては要綱という同位のものである」とされていますが、部要綱が上位、事業要綱が下位になるものと考えております。そのため、要綱改正の措置を行うことは考えておりません。</p>	